

愛犬には必ず鑑れを

全国では、飼い主不明の犬が少なくとも1万頭殺処分されました。 ほとんどは、鑑札がついていれば助かった命です。



さいたま市の犬鑑札(実物大)

鑑札の申請、紛失時の再交付は区役所くらし応援室へ。お住まいの区でなくても申請できます。

 西区
 620-2627
 北区
 669-6027
 大宮区
 646-3027
 見沼区
 681-6027
 岩槻区
 790-0128

 中央区
 840-6026
 桜区
 856-6137
 浦和区
 829-6052
 南区
 844-7137
 緑区
 712-1137



犬に鑑札をつけないだけでも法律違反!?

知っていた人 **58%**

狂犬病予防法

第27条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

第4条の規定に違反して犬の登録の申請をせず、 鑑札を犬に着けず、又は届出をしなかった者



実は、法律では このように 決まっているよ。



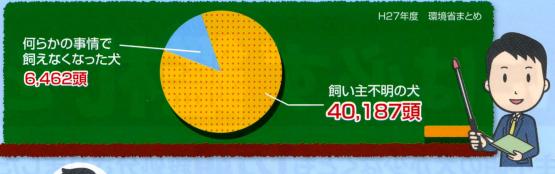
登録をしなくちゃダメなのは知っているけど、 鑑札をつけていないだけでも罰金って、すごくきびしいですね!

そう。着けたくない・・・というのは法律違反なんだ。 狂犬病予防法違反で年間200件以上も送検されているらしいね。



保健所に収容される犬で 一番多いのは鑑札がない犬!?

知っていた人 **26**%



全国で4万頭もの 飼い主不明の 犬が保護されて、 そのうち家に帰ることが できたのは、たった 1.3万頭だったんだ。



家に帰れず、新しい飼い主も見つからず、1万頭以上もの犬が安楽死処分されたんですよね。かわいそう…。

鑑札は犬の命を守ってくれる、たいせつな名札なんだ。 それに、鑑札の番号と飼い主の情報は市町村が管理しているから、名札に電話番号など の個人情報を書かなくていいというメリットもあるよ。





鑑札をつけて、愛犬と法律を守りましょう!



個合せ先 さいたま市動物愛護ふれあいセンター

TEL 048-840-4150 FAX 048-840-4159